

神奈川大学研究における利益相反マネジメントポリシー

1. 目的

大学は教育機関であると同時に、研究機関であるため、多様な研究活動によって産み出された成果を社会に還元する使命を有していますが、産学官連携を通じた研究成果の社会還元が一層強く求められるようになっていきます。

本学においても、民間企業、公的機関等との共同研究、受託研究が活発化しており、大学の研究力のアピールに大きく貢献しています。

これら産学官連携活動が推進されると利益が生まれることがあり、その利益を大学又は研究者が享受することとなる場面が考えられ、このことによって大学又は研究者が負っている責務が、得られる利益と衝突することがありえます（利益相反）。

例えば、教員が発明者となる大学所有の特許について、大学が企業と実施契約を締結した場合、大学には実施料収入が、教員にも発明料収入が発生することになりますが、当該特許の発明研究に係る施設設備等の研究経費が公的資金により賄われていたとすると、教員が多額の利益を得ることとなった場合には、利益相反ではないかという疑念を抱かれる可能性が否定できません。

利益相反とは、産学官連携活動に伴い日常的に生ずる状況のことであり、それ自体が直ちに法令違反とはならない場合であっても、適切なマネジメントを行っていない場合には、大学のインテグリティ（社会的責任、尊厳）を害し、教育研究活動を阻害する恐れがあります。つまり、利益相反状態にあること自体が問題なのではなく、そのような状態にあることに対し大学側が適切な対応を行っていないことが社会的に問題視されるものであると言えます。

本学においても、研究活動を安心して実施すること、産学官連携活動のさらなる活性化を促進することを目的に「神奈川大学研究における利益相反マネジメントポリシー」を制定するものとします。

2. 利益相反マネジメントポリシーの基本方針

- (1) 本学教職員等の自主的な活動を最大限尊重し、産学官連携活動による研究成果の社会還元を積極的に推進します。
- (2) 産学官連携活動を推進するうえで発生しうるトラブルから教職員等を未然に保護し安心して産学官連携活動に取り組めるようにします。
- (3) 産学官連携活動によって学生に対する教育面での支障が生じないように、最大限の配慮を払います。
- (4) 産学官連携活動に付随的に生じ得る利益相反を未然に防止するため、また、生じた利益相反について影響を最小限にとどめるために、利益相反マネジメント体制を整備します。
- (5) 利益相反及び責務相反に適切に対応することで、社会的信頼の保持に努めます。

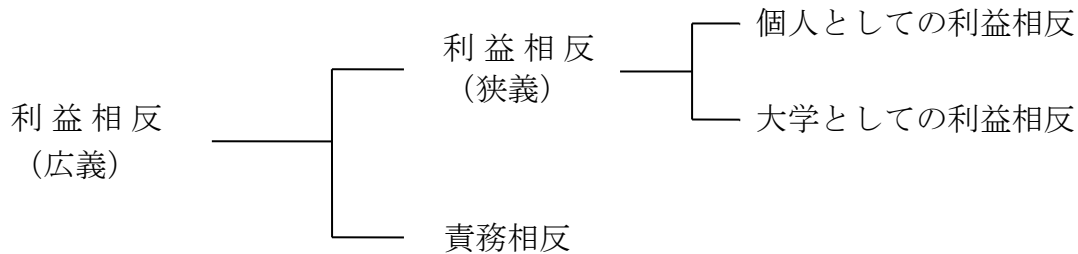
3. 利益相反の定義

- (1) 狭義の利益相反

教職員等が産学官連携活動に伴って得る経済的な利益（実施料収入、兼業報酬、未公開株式等）と教育・研究という大学における責任が衝突・相反している状況

(2) 責務相反

教職員等が兼業活動により、企業等の職務遂行に過重な責任を負うことにより、大学における職務遂行責任と企業に対する職務遂行責任が両立しない状態



本ポリシーでは、狭義の利益相反と責務相反を合わせて、広義の利益相反として利益相反の対象とします。

4. 利益相反マネジメントポリシーの対象者

次の者を、この利益相反マネジメントポリシーの対象とします。

- (1) 本学の教育職員、事務職員及び技術職員
- (2) 上記(1)のほか、本学において一定の身分を有している者
- (3) その他利益相反マネジメント委員会が指定する者

5. 利益相反管理マネジメント体制

利益相反マネジメントに係る重要事項を審議・審査を行うための委員会を設置します。

2020年3月10日 大学院委員会承認
2020年3月13日 教学評議会承認
2023年2月24日 教学評議会承認